包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格

レベル２（中級／CPCS-2）に係る細則

　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成29年6月10日理事会にて承認

 （目的）

第１条　この細則は，包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格に関する規程第５条の規定のうち，レベル2（中級／CPCS-2，以下「CPCS-2」という。）に係る資格認定に必要な要件，申請手続等を定めることを目的とする。

 （CPCS-2の資格取得要件）

第２条　認定を受けることができる者は，包括システムについて，レベル1（基礎／CPCS-1，以下「CPCS-1」という。）を取得した後，必要な研修を受け，解釈の基本を修得したと認められる者とする。

２　認定を受けようとする者は，包括システムによる日本ロールシャッハ学会（Japan Rorschach Society for the Comprehensive System 略称JRSC）が主催もしくは共催するCPCS-2の必須研修会を受講し，理解度確認のための試験に合格するとともに，必要なポイントを取得しなければならない。ただし，必須研修会において事例を提供した者は，必須研修会のポイントについて，優遇措置を受けることができる。

　なお，必須研修会の種類，参加者及び事例提供者のポイント等については，別紙のとおりとする。

３　CPCS-2の必須研修会は，JRSCの学会員（以下「学会員」という。）でなくても受講することができるが，その場合には，次のいずれかの条件を満たす者とする。

 （１）対人援助専門職者であり，守秘義務を有する者

 （２）臨床心理学コースあるいは関連分野に在籍する大学院生かその修了生

４　CPCS-1を取得していない者も，CPCS-2の必須研修会を受講することができる。その者が，将来，CPCS-2の認定を受けるときは，CPCS-1取得前に受講したCPCS-2の必須研修会について，申請時のポイントに加えることができる。

 （資格取得要件の例外）

第３条　CPCS-1を取得し，CPCS-2の必須研修会の講師を3回以上務めた者のうち，JRSCの常任理事会又は理事会で承認された者は，申請の際に CPCS-2の必須研修会の受講並びに理解度確認のための試験が免除される。

（研修会）

第４条　CPCS-2の必須研修会は，別紙のとおりとする。

 （申請手続）

 第５条　申請者は，学会員でなければならない。

 ２　申請者は，所定の申請用紙に必要事項を記入の上，必要書類を添付して提出する。

 ３　申請者は，申請の時点で，資格審査料を支払う。

 （資格審査）

第６条　申請者は，包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格審査委員会の審査を経て，常任理事会又は理事会の審議によりCPCS-2が認定される。

 （交付される証書等）

第７条　資格の認定を受けた者には，CPCS-2認定証書及び認定番号が交付される。

 ２　交付された証書等は更新の要なく，保持できる。

 （受講料及び資格審査費用）

第８条　CPCS-2のA研修会については，学会員10,000円，非会員20,000円とする。

２　B研修会において受講料を徴収する場合は，その都度，設定するものとする。

３　資格審査料は，10,000円とする。

 （細則の改正）

第９条　本細則の改正は，常任理事会又は理事会の承認を得るものとする。

以上